

令和 5 年度農地等利用最適化
推進施策等に関する意見書
について

佐世保市農業委員会

本市の農業振興について、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本農業委員会は7月に改選がございまして、第25期農業委員会が発足いたしました。第25期におきましても、農業委員会一同、本市農業の発展のために変わらず尽力して参ります。

幸いなことに、3年余り続いた新型コロナウイルスによるパンデミックの影響も、本年5月に5類に変更され、徐々に改善の兆しが見えてまいりました。しかしながら、依然として、ロシアによるウクライナ侵攻は続いており、小麦をはじめとした食料品やエネルギー資源の価格高騰の影響から、世界的に社会と経済の混乱が続いている状況です。

この様に世界情勢が不安定な状況下では、食料の安全保障の重要性が改めて認識されております。食料・農業・農村基本法は、「国内の農業生産の増大を図ること基本」とすることを謳っており、そのために地方公共団体は、「区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を負うこととされています。

食糧需給の変化、米価の低迷、生産資材価格の高騰、少子高齢化による集落の労働力不足、農地の荒廃など、農業を取り巻く諸課題に対処し、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な社会を次の世代に引き渡していかなければなりません。

私ども農業委員会の責務は、『農地等の利用の最適化の推進』であり、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」が重要任務です。市が策定する政策の実現に向け協力して、農業を取り巻く諸課題に対処し、地域の農地を活かし次世代に引き継いで守っていくために、本農業委員会はなお一層『農地等の利用の最適化の推進』に努めて参ります。

つきましては、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するには、農業施策の企画立案等が不可欠であることから、関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和5年 9月21日

佐世保市長 宮島 大典 様

佐世保市農業委員会会長 赤木 行秀

1 生産資材等価格の高騰対策について

コロナ禍に加え昨年来の世界情勢の影響により、世界的なエネルギー価格の上昇と円安および需要増に対する原材料の供給不足等により物価の高騰が起き、営農状況が逼迫する事態となりました。しかしながら、国や市における緊急の物価高騰対策の実施により危機的状況を緩和できました。適時迅速な施策につきまして大変感謝申し上げる次第です。

しかしながら、飼料、肥料等の価格上昇により農業生産資材価格指数が大幅に上昇したものの、農産物価格指数は小幅な伸びに留まっており、物価高騰による経費増を価格に転嫁できない状況が続いております。また、飼料、肥料にとどまらず、農薬、資材等も値上がりしており、この状況がまだ続くものと考えられます。

市の財政状況が厳しいことは十分に承知しておりますが、引き続き高騰対策、支援策とその拡充を講じていただくようお願いいたします。

2 農業所得増加対策について

農業生産資材価格の高騰や農産物価格の低迷等により、農家は耕作意欲が湧かないのが現状です。米などは作れば赤字で、耕作を断念する農家が多く、耕作放棄地が増える要因の一つとなっています。地域が発展していくためには、産業として農業が成り立ち、農業で所得を上げられることが不可欠で、農業を生業とする人を増やす必要があります。

本市では市南部を中心とした西海みかんのブランド化が、好例として挙げられます。

儲かる農業が栄えて、地域の中心となる担い手が育ち、さらに後継者が引き継ぐことで持続的な発展が望めるものと考えます。

このような観点から、次の提言をいたします。

① 二毛作、推奨作目の推進

長崎県内でも県央では米と麦の二毛作が行われていますが、県北では一部野菜など作付けがあるものの、ほとんどが米だけの一毛作です。近年の世界情勢の不安定化により、小麦の価格が高騰しましたが、我が国は約9割を輸入に頼っている状況です。

食糧安全保障の観点からも、基盤整備圃場など条件の良い農地での裏作を奨励し、農業所得が上がる施策をお願いいたします。ただし、県北では小麦の耕作に適さない農地が多いため、適さない農地については、小麦に代わる裏作に適した作目の推奨をお願いいたします。

② 中山間地域に合った農業への支援

中山間地域の農地は、広い面積が必要な土地利用型の農業には向かない面があります。小面積・段々状で利水の問題あることから、中間管理機構で農地の貸し借りを促進しようにも、平地で面積が広く、条件の良い農地の様に集積・集約が進まないのが現実です。本市は中山間地域を多く抱えることから、多面的機能支払や中山間地域等直接支払制度等を活用して地域の共同活動や営農活動を支援すると共に、小規模の土地改良や、狭い土地でも高収益を上げることが可能な作目、例えば、花き、花苗栽培といった集約的農業を振興するなど、これらの地域で農業が産業として成り立つ活性化策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

③ 農業用機械の更新、スマート農業支援

かつて、多くの人の手を用いる労働集約型であった農業生産の現場も、現代では農業用機械を利用することにより生産性を高めていることは周知の事実です。

しかし、農業用機械も老朽化し、適切に更新していかなければ、農業を継続していくことはできません。是非とも、農業用機械の更新支援策、補助事業の導入のご検討をお願いいたします。

また、スマート農業の推進についても、費用が高額なことから導入が進んでいない面があります。各生産部会の意見を聞き取りながら、導入に対する補助をお願いいたします。

3 認定農業者農地集積助成金について

これまで、認定農業者が、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で農地を貸し借りした場合には、認定農業者農地集積助成金が交付されてきました。この助成金はこれまで、認定農業者が農地を借りるインセンティブとなり、担い手である認定農業者に農地を集積する役割を果たしてきました。

しかし、農業経営基盤強化促進法が改正され、同法に基づく利用権設定等が令和7年3月までで新規設定・更新が終了し、以降は農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「中間管理事業法」といいます。）に基づく貸し借り等を利用することになりました。中間管理事業法においても機構集積協力金の制度がありますが、これは地域や貸し手に支払われるもので、担い手の中核となる認定農業者が農地を借りるインセンティブの働きは望めません。

つきましては、認定農業者の農地確保の支援策、および農地の集積促進のために、農業経営基盤強化促進法による利用権の新規設定・更新等が終了した後は、中間管理事業法に基づく貸し借り等においても、認定農業者に対して助成金が交付されるように制度の導入をお願いいたします。

4 農地にかかる工事について

① 農地災害復旧工事における受益者負担金の廃止

農地災害復旧工事において受益者負担金（事業精算額に対し5%。負担金は国からの補助率が90%を超える場合は補助残の1/2）を徴するようになっております。市町村合併に伴い旧町に合わせるかたちで導入されましたが、旧佐世保市においては、受益者負担金はありませんでした。

市当局におかれても、受益者負担金徴収のための事務負担が増しているものと思われます。米価の引き下げや、燃油や肥料等諸物価の高騰に伴い農家は大変厳しい状況になっており、食料安全保障の観点からも、農地災害復旧工事の受益者負担金を廃止し、農地を守る施策展開して頂きたいです。

② 工事実施要望書

工事を農林水産部に要望する場合、事業計画で概算参考見積書の添付が求められております。知己の業者に依頼して測量設計の見積書を作成するよう求められますが、農家としては知識がないため困難です。

農家が概算参考見積書を添付せずとも工事要望が可能な制度にして頂きますようお願いいたします。

また、農家負担軽減のため市補助金（7割）の見直しについても併せてお願いいたします。

③ 農地乗り入れ口のコンクリート舗装への原材料支給

農道を補修する際に用いる碎石や生コンクリート等につきまして、市から原材料支給していただけるため、大変助かっており感謝申し上げます。

しかし、農道から農地への乗り入れ口をコンクリート舗装する場合は対象外とされているため、支給の対象としていただきますようお願いいたします。

農地への乗り入れ口は、傾斜が急なため滑り易く、田植え機や耕運機など乗用型の農業用機械で乗り入れる際に転覆事故が発生し易い場所です。安全性を確保するためには、コンクリート等で舗装をして、地盤を安定化させるのが効果的です。特に農業者が高齢化している現在、運転能力が衰えてきた高齢者にとって、リスク回避のためには必要不可欠なことになっております。

更に近年、農家の高齢化等により耕作されず遊休農地化する農地が増えておりますが、耕作可能な人に農地を貸したり、作業委託をするにしても農作業をし難い農地は敬遠されてしまいます。せっかく、圃場整備事業により整備した農地でも、乗り入れがし難いため遊休農地となっては元も子もありません。農地利用の最適化のためにも、農地への乗り入れ口のコンクリート舗装についても支給の対象に含めていただきますようお願いいたします。

5 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、市街地を中心に実施されていますが、周辺の農村地域ではまだ実施されていないため、農業委員会において、農地法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、正確な位置・境界の確認が難しい状況にあります。

特に今年度からタブレット端末を利用して利用状況調査等を実施することとされ、正確な位置・境界情報を取得できないことが調査の妨げとなっております。

また、法改正により、農地利用に関して市が立案することとされた地域計画の中で、農業委員会が目標地図の素案を作成することになりました。この目標地図もタブレット端末等で表示される仕組みになっており、土地の境界や位置情報等についても、地籍調査の結果を反映した正確な情報であることが望まれています。

この様に、DX 化の進展に伴って、年々地籍調査の重要性が増していると言わざるを得ません。この事は、農業以外の分野においても同様かとは思われますが、農地の利用集積を進めて農業を振興していくためにも、農村地域の地籍調査を積極的に推進していただきますようお願いいたします。